

第 1049 回教育委員会 会議録

平成 29 年 12 月 25 日

13:00~14:20

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1049 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」、高校教育課課長補佐より報告願います。

<高校教育課課長補佐>

平成 30 年度の県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集の実施について報告いたします。

過日、平成 29 年 8 月 26 日に平成 30 年度の県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜を行いました。入学予定者が定員 10 名に満たなかったことから、実施要項に基づき、2 次募集と選抜を実施することとなりました。

なお、専攻科修了者の学歴は高卒扱いとなります。

例年、山形大学工学部や山形県立産業技術大学校等との併願受検者がおり、本科への入学を辞退する者が目立っております。

それでは、第 2 次募集実施要項について申し上げます。

第 2 次募集の人員は 8 名でございます。内訳としては、情報技術、生産システムの各コースがそれぞれ約 3 名、生産デザインコースが約 2 名となっております。

志願資格は、高等学校を卒業した者又は平成 30 年 3 月高等学校卒業見込みの者及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者で、募集区域は県下一円でございます。

願書の出願期間は、平成 30 年 1 月 4 日（木）から同月 12 日（金）正午までとしております。

入学者選抜は、平成 30 年 1 月 20 日（土）に小論文と面接による選考を実施し、1 月 24 日（水）に合格発表を予定しております。

なお、このことは、12月15日付けの県公報に登載いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ次に、(2)「平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)について」、高校教育課課長補佐より報告願います。

<高校教育課課長補佐>

教育庁と総務部が独自に行った調査に基づいて、平成30年3月高等学校卒業予定者の11月末現在の就職内定状況について、御報告申し上げます。

この調査は、ハローワークの紹介による就職希望者の他に、縁故・自営・公務員希望者を含んだ数値となります。

表の中ほど太字で記載しておりますところを御覧ください。就職を希望している人数3,040人に対し、内定者数は2,761人で、内定率は90.8%となり、11月末現在で初めて90%を超える大変良好な結果となりました。

なお、就職希望者の内、未内定者が279人おりますが、過日開催いたしました県高等学校就職指導連絡会議の場において、ハローワークのジョブサポーター等、関係機関と連携し、個別相談を充実するなど、一層丁寧な進路指導に努め、内定に結びつけていくことを確認したところで

す。今後も、雇用状況を注視しながら、引き続き学校と関係機関との情報の共有や連携を強化し、一人でも多くの就職希望者が内定を得られるよう、一層の指導に努めてまいります。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事にはまいります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号「山形県教員「指標」の策定について」、総務課課長補佐より説明願います。

<総務課課長補佐>

今年4月に施行されました改正教育公務員特例法により、教員の任命権者に対して、任命権者や大学等で構成する協議会での協議を通して、教員の資質に関する「指標」を策定すること並びに「指標」に基づいて教員の研修計画を策定することが義務付けられました。

このため、本県におきましては、7月の教育委員会で任命の議決をいただいた14名の委員で構成する「山形県教員資質向上協議会」を9月に設置し、「指標」の策定に向けた協議を行ってまいりました。

本議案は、このような経緯を踏まえ、本県の教員に求められる資質について定めた、山形県教員「指標」の策定について、お諮りするものでございます。

「指標」の（案）につきましては、ページ1－2以降を御覧ください。

本日お示ししている「指標」（案）の作成にあたりましては、11月28日から12月11日にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえて検討・精査を行った箇所がございます。その内容につきましては、「指標」（案）の後ろに参考として資料を添付させていただいております。

はじめに、指標の性格につきましては、ページ1－2の2に記載してございますが、本県教員が主体的に資質向上を図る際の目安であり、県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものであるとしております。また、本指標が人事評価に用いるものではないことについても、明記したところでございます。

「3 指標が対象とする教員等の範囲」につきましては、法の規定に基づき、県教育委員会が任命権者となる教員等となりますが、協議会において、各市町村教育委員会が任命権者となる幼稚園教諭等の指標についても、併せて協議を行ってきたことを踏まえて、今後、各市町村教育委員会が指標を策定する際に活かしていただけるように、幼稚園教諭用の指標も参考として織り込むというふうに整理させていただきました。

「5 本県が採用時に求める教員の姿」の（3）について、「採用時から高い専門性を身に付けている」と元々していたところ、教職の経験を重ねる中で学び続け、「より高い専門性を身につけていく」姿勢の方が重要ではないか、という御意見をいただき、その趣旨を踏まえて記載のとおり表現としたところでございます。

また、（4）について、元々「郷土を愛し」という表現にしていたところですが、山形県の教員になる人には「郷土」という言葉よりも「山形県」とはっきり示す方が明確に伝わるのではないかと、という御意見があり、記載のとおり見直したところでございます。

ページ1－3を御覧ください。「着任時の姿」におきましても、「教職の素養に関する資質・能力」の5のように、「郷土を愛し」と記載していたものを、「山形県を愛し」と修正しております。

ページ1－7以降が、個々の職種に応じた指標になっております。

ページ1－8、教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】の表を御覧ください。

項目8ですが、当初「地域の一員として地域活動に参加することができる」としていたところですが、地域活動に参加する重要性は理解できるが、教員の素養として指標にあげるべきものか、という御意見と教員以外の多様な方との交流を通して、多面的な見方・考え方を身に付けるべきだ、という御意見が寄せられました。双方の御意見の趣旨を勘案いたしまして記載の通りの表現にしたところでございます。

また、項目16では「郷土を愛し」という文言を「山形県を愛し」という文言に改めております。

次にページ1－9 養護教諭用Aを御覧ください。ここでは、当初、一番左側に「能力」としてあげております「健康相談力」から「保健組織活動力」までを、「養護教育力」という領域で包括して記載していたのですが、「養護教育力」という言葉は定着していないのではないか、という御指摘を踏まえ、領域を削除いたしました。

また項目26で、「人とのつながりを大切にし、児童生徒や教職員とコミュニケーションを図ることができる」と元々記載しておりましたが、当たり前すぎる、という御指摘があり、「良好な」という文言を付け加えております。

次にページ1－10 栄養教諭用Aを御覧ください。ここでも、一番左側に「栄養教育力」という領域を記載していたのですが、先ほどの養護教育力と同様に、定着した言葉でないという御指摘を受け、領域を削除しております。

次にページ1－11 校長用の「指標」を御覧ください。項目4の中にある、教師の「師」に「表」と書く「師表」という言葉がございます。これは、師として人の模範・手本となることという意味合いでございますが、一般的には馴染みが無い言葉だという御指摘をいただきました。

しかしながらこの言葉については、平成23年度以降、本県教員の間では、教員としての覚悟を示す言葉として使われてきた重みのある言葉だという経緯があり、ページ1－6の用語の説明のところに「師表」についての説明と出典を記載した上で、残したところでございます。

次に項目11につきまして、職場環境づくりとしてメンタルヘルスマネジメントとハラスメント防止の2つの内容を記載してありましたところ、現在大きな課題となっている「教員の働き方改革」を進める上でも、校長の指標に「タイムマネジメント」の視点を加えるべきであるという御指摘をいただき、「業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに」という文言を加えております。

最後に、ページ1－12 幼稚園教諭用Aの指標を御覧ください。こちらは冒頭に説明させていただきました、参考としての幼稚園教諭用の指標でございます。表題を「山形県教員指標」に代えて、「市町村教育委員会参考用」としております。

以上が「指標」についての説明でございます。今後についてでございますが、本日の委員会で可決をいただきましたら、年内に関係各所への通知並びに公表を行いますとともに、平成30年度の研修計画への反映につきまして県教育センターを中心に来月以降に具体的に進めていきたいと考えております。

よろしく御審議のうえ、御可決いただきますようお願いいたします。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<森岡委員>

教育行政に対してのパブリックコメントというのは、どのように扱わないといけないのか、法的なものは何かあるのでしょうか。

<総務課課長補佐>

パブリックコメントにつきましては、いただいた意見について最大限尊重し、もしそのとおり出来ない場合はその理由を示し、県のホームページで一通り、いただいた意見について回答させていただくこととしております。

<森岡委員>

この「指標」については協議会を立ち上げ、県内各界の方から参加いただいて、相当議論を積み重ねて原案が出来ているわけです。これに対してパブリックコメントというのは、これまでの経過・経緯をあまりよく知らなくても、様々な意見を言いやすいわけです。こういったものについてどこまで尊重すればいいのか、議論があるところではないかと思えます。

1つ例を挙げると、「郷土を愛し」ではなく、他県出身の教員もいるから、「山形県を愛し」にした方がよいという意見があるわけです。それはそれで1つの意見だとは思いますが、例えば6教振の中でも「こうして育まれた地域を愛する心は、郷土への誇りや思いとして定着する」という文言を使っているわけです。

「郷土を愛し」という意味を、「郷土を愛する心を持って人と人とのつながりを大切にしましょう」という風に読み込んでいくと、本来はただの地域を指すのではなく、もっと深い意味を指していると私は思います。

パブリックコメントで意見を出す人は、ここまで深く意味を理解することは難しいわけです。協議会等で積み上げてきた議論、これまで教育委員会で積み上げてきた考え方、文言、その意味、解釈、そういったものがある中で、私はあまり、敏感すぎる反応はすべきではないのではないかと思います。これまでの様々な文言一つ一つの経過・経緯を分かった上で意見を出すというのは難しいと思います。

その他の修正点もいくつか私は疑問に思っているところがあります。今までの議論や経過・経緯を踏まえて、もう少し深掘りした考え方が必要になってくるのではないかと思います。

これは先生方の大きな方針、民間企業で言えば経営理念や社是に近いものだと思いますので、もう少し、言葉の今までの意味や積み重ねられてきた議論の経過・経緯も大事にしながら慎重に修正する必要があるのかなと感じたところです。

<総務課課長補佐>

パブリックコメントの意見を無批判に受け入れるということではなく、私どもで一旦受け止めた上で修正すべきものなのかどうかという検討はさせていただいたつもりでございます。

「山形県」か「郷土」かというところについては、おっしゃるとおり、郷土愛の醸成ですとか、6教振の中での位置付け、そうしたものを踏まえた重い言葉だというのはその通りでございます。

「指標」の中では、本県が採用時に求める教員の姿ということで、他県出身の人に対しての分かりやすさに着目して事務局としてはこうした表現にさせていただいたところでございます。

<廣瀬教育長>

協議会については限られた時間の中で全項目について十分に議論がし尽されているかと言うと、必ずしもそうは言えないところもあり、必要に応じて実施していく中で見直していく場合もあります。

パブコメについては、非常に真剣に読み込んで御回答いただいていると思われる人がかなりいます。我々として議論が必ずしも十分ではなかったかなというところにも目配りいただいた御提言もございます。もちろん是非で十分検討いたしました。

特に悩んだのがおっしゃるとおり「山形県」と「郷土」のところですが。子どもたちに対しては「郷土を愛し」で全く問題ないです。ただ、県の職員として採用するとき、知事部局の県職員の場合は「山形県」というのを明確に言います。教員の場合でも、教育公務員として「山形県」のために奉仕してもらうというのは同じだろうと。

一般的な教育理念であれば「郷土愛」でいいんですが、組織人として「山形県」の公務員として採用されるとき基準としては、やはり「山形県」ではないだろうか、結論を出した経緯がございます。

<森岡委員>

「人とのつながりを大切に」という文言につなげる言葉としては、「郷土を愛する心を持ち」のような表現の方がやはり深いと思います。

<廣瀬教育長>

(1)～(3)の表現と(4)は確かに段差があるんです。(1)～(3)は非常に理念的なのに対して、(4)は突然規範的なものになるということで据わりが悪いのも確かに事実です。

この部分もう少し考えさせてもらってもいいでしょうか。

<松田次長>

これは教員選考試験の基本方針になっていて、東京の人とか、福岡の人とかを受検してくるわけです。そのときに、山形県の教員になるわけなので、「郷土を愛し」だけではどうかなということで「山形県を愛し」となったわけです。

<森岡委員>

「郷土を愛し」だと少し合わないので、「郷土を愛する心を持って」とするとつながると思います。

<廣瀬教育長>

選考試験で使うのと、指標で使うのと同じにする必要はあるんですか。選考試験の基本方針から持ってこなくてもいいのではないのでしょうか。

<森岡委員>

パブリックコメントの順番もあると思うんですよ。まず広くあまねく意見を募集して、その意見を踏まえて協議会で議論をして最終的な答申をいただく、こうすれば偏りが少ないと思うんですよ。

今は逆で、協議会という組織で、ある程度結論をもらったものに対して、様々な考え方をお持ちの個人の方が個の主義主張で意見を出すわけ

です。それに丁寧に回答していかないといけないとすると、協議会の意見というのは、何だったのかとなる。企業の場合だとあらかじめ市場ニーズの調査をするわけです。それによって方向性を決めて具体的な方針なり、予算を会社として最終的に決めるわけです。会社方針として役員会で決めたものを社員にパブリックコメントはしないわけです。

言葉一つ、経過・経緯を知っている人にとっては意味が変わってくるわけですから、今後注意して進めていく必要があるのかなと感じました。

<山 川 委 員>

ただ、パブリックコメントと言う以上は、ある程度の基本的な方針や具体的な内容を示して、意見を求めることなると思うんですね。だからパブリックコメントをするタイミングは、今おっしゃったような、先にするというのはなかなか難しい話ではないかと思います。

常日頃から教育に対する意見は収集しておいて、協議会等でそういった意見もあるということも踏まえて議論していただくと。一般から意見を求める場合、ある程度形として出来上がったものについて求めるようにしないと、的を射た意見は上がってこないことになるのではないかと思います。

広く意見を求めるタイミングと、ある程度出来上がったものについて、意見を求めるタイミングというのは同じには出来ないんだろうと思います。

<森 岡 委 員>

そうかもしれませんね。ただそもそも、こういう教育行政に関わるものについて、パブリックコメントというのは馴染むのだろうか、というのはありました。

<武 田 委 員>

「指標」について捉え方は人によって様々あると思うので、広く意見を聴いた上で、よりよいものを作り上げるということでは、意見を求めることは私は間違っていないかなと思います。

<廣 瀬 教 育 長>

どうしますか。もう少し検討しますか。

<涌 井 委 員>

この「指標」は一度決めたらそれでずっと変わらないというものではないですよ。

<廣 瀬 教 育 長>

そうですね。ただ理念的な部分を頻繁に変えるのは考えにくいです。委員のみなさん読んでみてどうですか。

<山 川 委 員>

私も何となく上から読んでいくと4つ目だけがちょっと違和感があります。

<涌 井 委 員>

県職員という立場を明確にする、ということを知ると、なるほどなと思いました。

逆に「山形県」にしてパブコメをしたらどんな意見が出てくるのかな、
というのは思いました。

<山 川 委 員> 「山形県」としたら逆に「郷土」とするべきではないかという意見も
出てくる可能性もありますよね。

<廣瀬教育長> 「郷土を愛す」という心持ちの問題なのかもしれないですね。神奈川県
出身の人は神奈川を愛してもいいじゃないですか。

<涌 井 委 員> 自分の生まれたところを大事にするという気持ちですね。

<森 岡 委 員> もう一度協議会に戻すということは出来るんですか。

<廣瀬教育長> もう1回協議会を開いて、パブコメの結果、採用した意見、採用しな
かった意見を報告するとか、あるいは資料送付で、パブコメの意見によ
ってここを修正するとか、こういった理由によって修正しないというこ
とを決めてもいいと思います。そうした方がいいのではないですか。

<森 岡 委 員> 出来れば、そうされた方がいいと思います。

<廣瀬教育長> これだけの意見、専門的な話が出ている訳ですから、事務局だけで検
討するのではなく、もう1度協議会で意見を聴いて、次回の教育委員会
で決めることにしてどうでしょうか。よろしいですか。

<廣瀬教育長> それでは、議第1号については、あらためてパブコメを踏まえた改正
案について協議会の委員の意見を聴いた上でとりまとめて、次回の定例
会にお諮りするということによろしいでしょうか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> ではそのようにさせていただきます。

<廣瀬教育長> 次に、議第2号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山
形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明
願います。

<文化財・生涯学習課長> 山形県指定有形文化財の指定についてでございます。

11月21日に開催いたしました県の文化財保護審議会にて3件指定する
ことが適当であるとの答申がありましたので提案させていただきます。

1つずつ概要について申し上げます。まず2-2をお開きください。
建造物の部、富山馬頭観音堂 附 宮殿一基、棟札八枚です。所在地は
最上町で所有者は東善院の奥山東順氏でございます。特色としては、
形状は組物二手先、二間繁垂木、寄棟造、屋根銅板葺で製作年代は江戸

時代後期、寸法は正面桁行五間、側面梁間四間となっております。

当堂は、馬頭観音を本尊とする最上三十三観音第三十一番札所でもあります。最上町は古くから馬の産地として知られ、「小国駒」と呼ばれ、新庄藩内に出荷されており、馬頭観音の信仰もこれに関連づけて説明されています。

縁起によれば、慈覚大師が当地来訪の折、名馬の産地であることから馬頭観音を安置したことが創始とされています。

新庄藩主戸沢氏による信仰も篤く、6代、8代、9代、11代の参詣の記録が残ります。

特徴として、向拝柱左右に取り付く像の木鼻や正面側の獅子と鳳凰の木鼻があります。特に鳳凰の木鼻は全国的に見ても貴重なものであり、当時、地域で活躍した大工集団「小国大工」の名工「出羽勘七」の手によるものと考えられています。同じ「出羽勘七」の手によるものと考えられております米沢市の笹野観音堂にも、同じような木鼻が見受けられます。

指定の意義としては、様式技法が正確であり、江戸時代後期の寺院建築として価値があるということ。加えて歴代新庄藩主の参詣の場であり、新庄藩が馬の生産による国づくりを目指した証となるもの。さらに「出羽勘七」による特異で類例の少ない鳳凰木鼻によって職人の流派やその繋がり、社寺の地方的特徴などを考究することができることから学術的にも重要なもので、建築史、文化史の面からも価値があるということで審議会で話があったものです。1つ目は以上でございます。

2つ目ですが、2-10をお開きください。絵画の部、絹本着色地蔵十王像です。現在東京国立博物館寄託中でございます。所有者は華蔵院でございます。製作年代は14世紀前期、高麗からの渡来品です。

諸尊の顔は髪、眉、髭などを細い線を引き重ね、淡い暈しを施すなど丁寧に表現されており、高麗仏画らしい華やかな画面となっています。

上部中央に地蔵菩薩を大きく描かれており、その台座の前に合掌する二菩薩が左右対称に配されています。同じように四天王も地蔵菩薩の周りを取り囲んでおり、向かって右上の多聞天の下に道明が描かれています。その下に十王がV字形に4体ずつ描かれ、その下に十王の従者と思われる人物が描かれ、最下部には武器を手にした獄卒が描かれています。

地蔵菩薩は頭巾を被る「被帽地蔵」と呼ばれ、他には見られない特徴でチベット仏教の流入によるものではないかと推測されています。

指定の意義として、渡来品であり我が国の文化にとって意義のあるもの。加えて、高麗仏画の特徴である華麗な装飾美を備えている点、地蔵十王像の中でも特異な図像を有し高麗仏画の成立における西域の影響を示唆する点は我が国の文化史上貴重なものであるとともに、題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すというところで、審議会で評価されました。以上が2つ目でございます。

3つ目は2-12になります。工芸品の部、熊本藩細川家九曜紋・庄内藩酒井家酢漿草紋入り雛道具一式 附 雛道具揃覚一通です。所

有者は致同博物館です。

庄内藩主6代酒井忠真に興入れした熊本藩細川家の密姫が実際に使用した調度品のミニチュアでありまして、すべてに黒漆に金蒔絵で酒井家の酢漿草紋と細川家の九曜紋が描かれています。

それぞれの金具の細工も細やかで凝ったもので、貝合の蛤の貝殻には金箔を貼り、絵柄も繊細に描かれています。

指定の意義としまして、蒔絵・金具ともに極めて高度かつ精緻で、玩具的雛道具とは全く性質を異にし、大名家の婚礼調度の忠実な雛形と言えるもので、覚書とともに伝わっており、所用者が明確で、かつ伝来の所以を記した書類が添う例は他になく、美術工芸的価値、資料的価値が極めて高いということが審議会で評価されたところでございます。

以上3点について、県指定有形文化財として指定することについて提案させていただきます。よろしくお願ひします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第3号「山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願ひします。

<文化財・生涯学習課長> 県議会12月定例会におきまして、高畠町が指定管理者として提案されて、議決を受けております。以上のことから高畠町を指定管理者として指定することについてお諮りするものでございます。よろしくお願ひします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第4号は人事に関する案件であることから、秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長>

これで、第1049回教育委員会を閉会いたします。